



インターネットでの情報提供		
提供予定日	12月27日(金)	

平成25年12月26日(木) 県政記者クラブ配布資料					
担当課	担 当 係	担 当 者	電話番号		
清流の国づくり	地域振興係	川崎裕史	内線2914		
推進課			直通 058-272-1830		

「清流の国」商標登録について

県産品の販売促進、県のイメージアップを効果的に進めるため、平成25年4月16日付けで特許庁長官あて「清流の国」商標を出願したところですが、このたび、下記のとおり同庁から登録査定の通知がありましたのでお知らせします。

今後は、一定の要件のもと、「清流の国」商標を、県内外の事業者や団体等に幅広く使用いただき、「清流の国づくり」を一層盛り上げていきます。

記

1 出願概要について

(1) 出願人:岐阜県

(2) 出願番号: 商願2013-028135号

(3)出願分類:45分類のうち、イベントや観光分野、食品に関連する下記7分類

出願区分	商品又は役務	関連分野
第29類	肉製品、乳製品、加工野菜・加工果実 など	
第30類	茶、パン、調味料、米など	食品
第31類	野菜、果実、植栽など	及吅
第32類	ノンアルコール飲料、ビール など	
第39類	輸送サービス、旅行の手配 など	イベント
第41類	文芸・スポーツイベントの運営・開催、施設サービスなど	
第43類	宿泊サービス、飲食サービス など	観光

- (4)登録査定受理日:平成25年12月26日(登録料の納付をもって正式に登録完了)
- (5) 商標有効期間:登録日から10年間

2 登録後の商標使用について

事業者や団体など商標の使用希望者に安心して使用いただけるよう、別添の「『清流の国』の登録商標の使用に関する要綱」に基づき、県にて許諾を行います。

(1) 商標使用料:無料

(2)要綱施行日:商標登録日 ※登録後、要綱は当課ホームページに掲載します。

(3)使用の制限:県の利益又は商標のイメージを損なうおそれのある場合、法令又は公

序良俗に反すると認められる場合などは使用を許諾できません。